

V. その他の密輸の取締り

不正薬物や銃砲等、あるいは知的財産侵害物品以外のものであっても、関税法でその輸入や輸出が禁止されている物品があります。また、関税関係法令以外の法令によって輸入や輸出の規制が行われている物品もあります。

1. ワシントン条約

絶滅のおそれのある動植物の輸出入等の国際取引を規制し、絶滅から保護することを目的として、1973年にワシントンにおいて「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」が採択されました。この条約をワシントン条約といいます。この条約では、ペットや鑑賞用の生きている動植物はもちろんのこと、はく製、これらを使用して作られたコート等衣類、ハンドバッグ、ベルト、靴、細工品、漢方薬等の加工製品も規制対象となっています。

令和7年の1年間で、リュウキュウヤマガメ等のワシントン条約該当物品の密輸出入事件を5件告発しました。

<主なワシントン条約該当事件>

[事例] リュウキュウヤマガメ等の密輸出事件

香港へ国際郵便物によりリュウキュウヤマガメ 70 匹 及び ホルストガエル 1 匹を密輸出しようとした香港人3名を関税法違反で告発しました。（令和7年10月・沖縄地区税関）



2. 不正輸出

特定の貨物の輸出については、関税関係法令以外の法令により、許可、承認等が必要なものがあります。これらの法令の規制は、関税法の輸出の許可制と結びつけることにより、その実効性が確保されています。税関では、関係省庁と連携して、軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出も取り締まっています。

令和7年の1年間で、中古自動車等の不正輸出事件を13件告発しました。

<主な不正輸出事件>

[事例 1] 高級中古自動車の不正輸出事件

ロシアへ海上貨物により**高級中古自動車 4 台**を不正に輸出した法人 1 社及び 2 名を関税法違反で告発しました。（令和 7 年 3 月・神戸税関）



[事例 2] 冷凍和牛肉の虚偽申告輸出事件

海上貨物により**冷凍和牛肉約 25 トン**を、最終仕向地が香港であるにもかかわらず、カンボジアである旨偽った申告をして輸出した法人 1 社及び 3 名を関税法違反で告発しました。（令和 7 年 10 月・横浜税関）

3. 偽造貨幣等

関税法上、貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手又は有価証券の偽造品、変造品、模造品及び偽造カードは、輸入してはならない貨物とされています。

令和 7 年 4 月には、偽造外国通貨の密輸入事件を告発しました。

<偽造外国通貨密輸入事件>

[事例] 偽造外国通貨の密輸入事件

中国から国際郵便物により**偽造外国通貨 40 点**を密輸入しようとした日本人 1 名を関税法違反で告発しました。（令和 7 年 4 月・横浜税関）

